

本校入学者選抜における、障害等のある入学志願者に対する配慮等について、以下のとおり、令和7年度学生募集要項に追加する事項を定めましたので、お示しいたします。

## 12 障害等のある入学志願者との事前相談について

本校に入学を志願する者で、障害等がある者は、受験上特別な配慮を要することがありますので、相談に基づき、配慮内容を決定します。

なお、事前相談は受験生の負担軽減や、他の受験生に比べて不利にならないよう配慮するために行うものであり、相談することにより受験生に不利益を与えるものではありません。

### (1) 相談の時期

出願のあった志願者に対し、個別に通知します。

また、相談の内容によっては、試験当日までに対応できず特別な配慮が講じられないこともありますので、できるだけ早い時期に相談してください。

### (2) 相談の方法

相談する際は、次の内容を記載した事前相談書（様式自由）の提出をお願いします。

必要に応じて、志願者またはその立場を代弁し得る出身高等学校関係者等と面談を行う場合があります。

- ① 氏名、生年月日、連絡先及び所属（出身）高等学校等名
- ② 出願を希望する試験種別学科・専攻
- ③ 障害の種類・程度（医師の診断書を添付すること）
- ④ 受験上希望する具体的措置
- ⑤ 高等学校等における生活状況等（主として授業関係）
- ⑥ その他参考となる事項

### (3) その他

相談内容によっては、対応できない場合があることを予めご理解ください。

決定した配慮の可否・内容について、別途、通知します。

本相談は、入学者選抜における配慮事項を相談するものです。